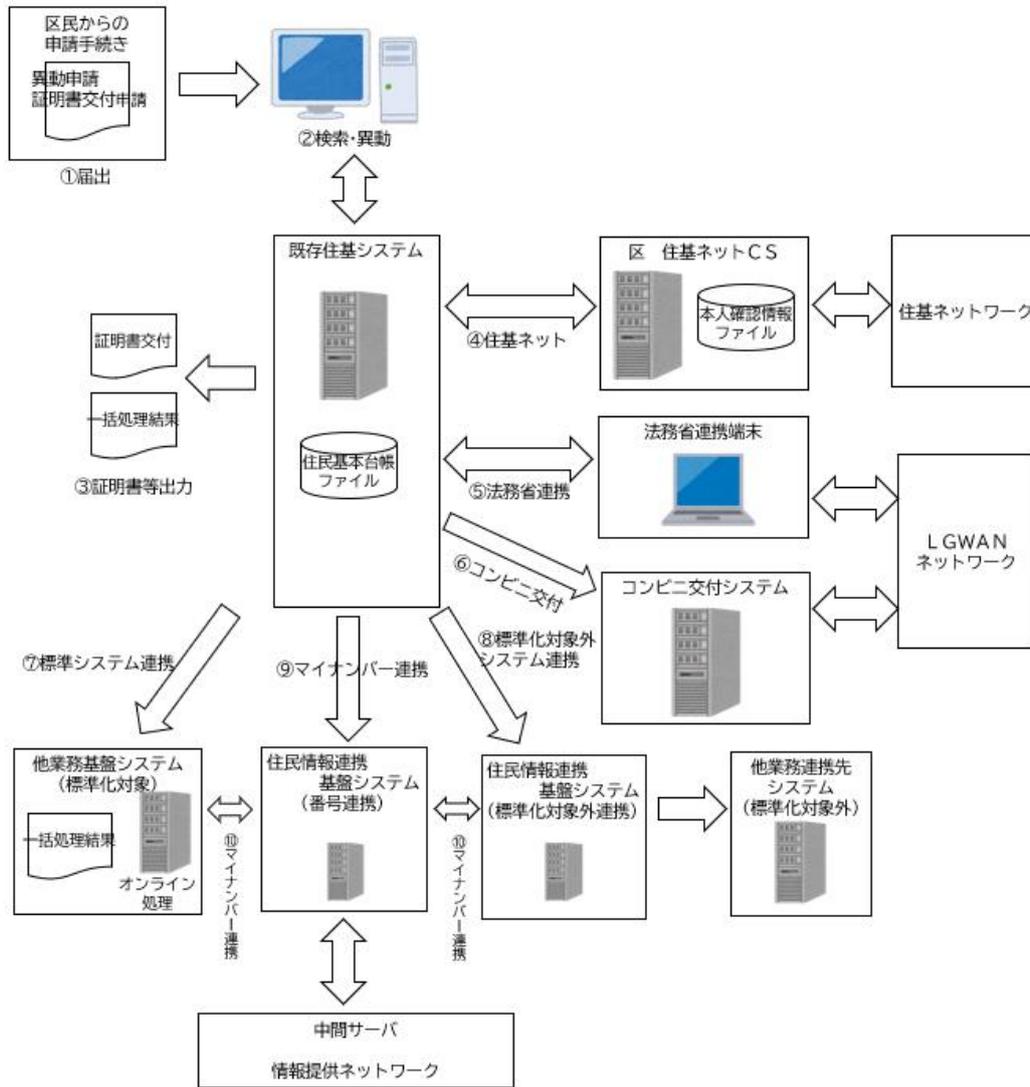


(別紙1) 事務の内容

(1) 住民基本台帳ファイル」及び「(4) コンビニ情報ファイル」を取り扱う事務の内容 (既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 住民基本台帳の記載に関する事務

- ①. 区民からの申請書により、住民基本台帳の記載を実施する。

転入、転出、転居等の住所異動に関わる届出の申請により、台帳の作成、修正、削除が発生する。

出生、婚姻、死亡等の戸籍に関わる届出の申請により、記載内容の修正が発生する。

- ②. 既存住基システムのオンライン処理により、住民基本台帳の検索や異動処理を実施する。

窓口での届出内容審査や他自治体からの問い合わせ時に、対象者の検索を行う。

申請書内容を入力する事により、住民基本台帳ファイルの更新を行う。

申請書以外には、他自治体からの通知により、記載内容の修正を行う。

印鑑登録事務についても、申請により登録、変更、廃止処理を行う。

2. 証明とその他事務処理

- ③. 既存住基システムにおいて、住民基本台帳ファイルから情報の編集を実施する。

住民票の写し等証明書の申請に対して、帳票発行オンライン処理を行う。

人口統計表や住民票コード通知書の様な、各種帳票を発行するため一括処理を行う。

3. 住基ネットシステムに関する事務

- ④. 住基ネットシステムと、住民基本台帳の記載に関するデータの送受信を実施する。

申請、通知等により住民基本台帳に新規記載や修正が発生した場合、本人確認情報ファイルへの連携データ作成と送信を行う。

住基ネットシステムから、転出証明書や個人番号カード発行状況等のデータを受信して、住民基本台帳ファイルの更新を行う。

個人番号カードの作成や変更の申請に基づき、個人番号カード発行処理を行う。

申請に基づき、住民票の写しの広域交付を行う。

4. 法務省連携

- ⑤. 外国人住民について、法務省とデータの送受信を実施する。

特定個人情報存在しない。

5. コンビニシステムでの利用

- ⑥. コンビニシステムから住民票の写し等証明書の発行を実施する。

申請、通知等により住民基本台帳に新規記載や修正が発生した場合、コンビニシステムへの連携データ作成と送信を行う。

印鑑登録事務等にも登録、変更、廃止があった場合、コンビニシステムへの連携データ作成と送信を行う。

6. 他の標準化対象システムでの利用

- ⑦. 他業務の処理に利用するため、住民基本台帳ファイルから住民登録者の情報を直接連携する。

国民健康保険業務の加入申請者の確認や住民税業務の課税処理対象者の確認をはじめ、他業務に住民基本台帳ファイルを利用する。

他業務から区民への通知書等を作成する際、住所や宛名の編集に住民基本台帳ファイルを利用する。

7. 標準化対象外システムでの利用

- ⑧. 標準化対象外のシステムへ住民情報の連携を実施する。

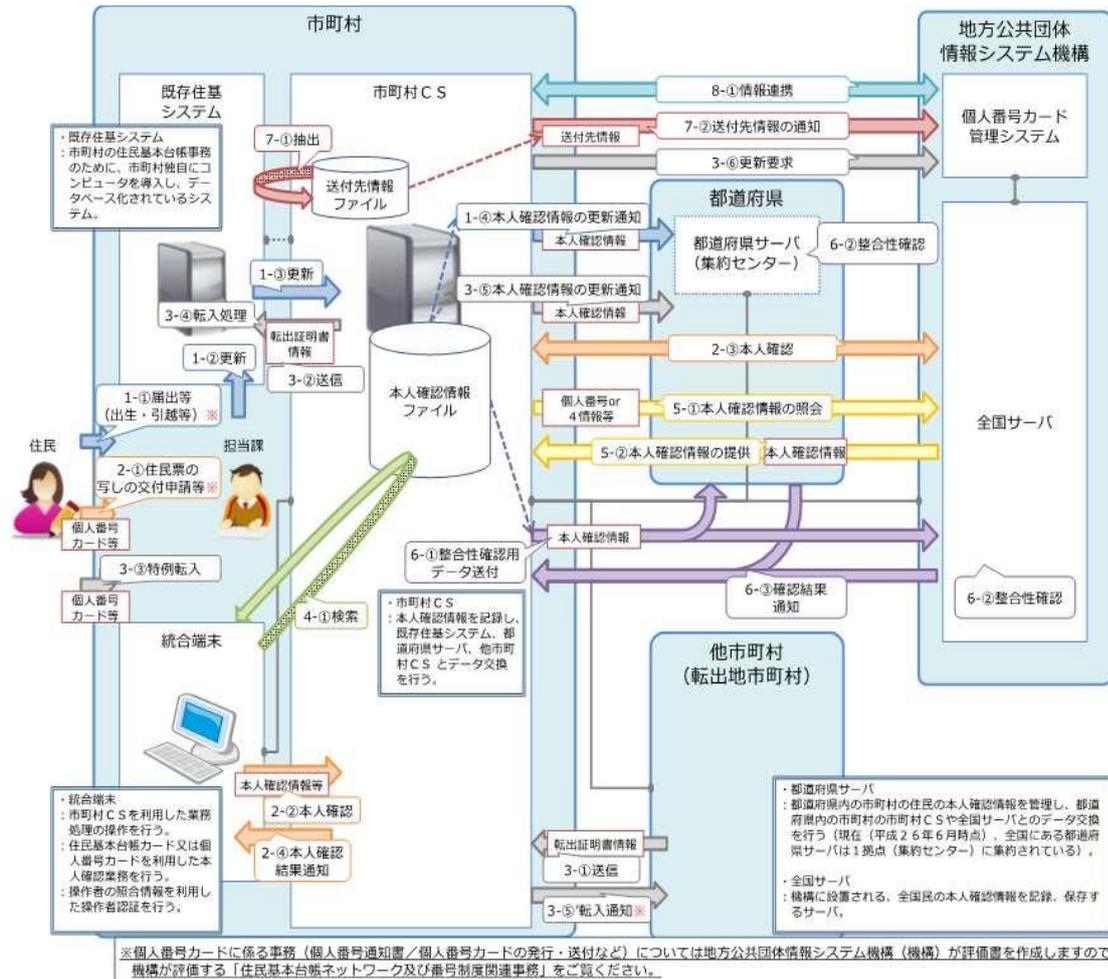
申請、通知等により住民基本台帳に新規記載や修正が発生した場合、連携システムへの連携データを作成し、住民情報連携基盤システムを経由して送信を行う。

8. 番号制度に伴う住民情報連携基盤システムでの利用

- ⑨⑩. 番号制度の利用開始に伴い、中間サーバーへ連携データの送信を実施する。

(別紙1) 事務の内容 (2)

「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
- 1-②. 市町村の住民基本台帳（既存住基システム）を更新する。
- 1-③. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村C Sの本人確認情報を更新する。
- 1-④. 市町村C Sにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①. 住民より、住民票の写し等証明書の交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
- 2-②, ③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード（又は法令で定めた書類に記載された4情報）を送信し、市町村C Sを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④. 全国サーバより、市町村C Sを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入）

- 3-①. 市町村C Sにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-②. 既存住基システムにおいて、市町村C Sから転出証明書情報を受信する。
- 3-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認（「2. 本人確認」を参照）を行う。
※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村C Sを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い（※特定個人情報を含まない）、その後、3-①・②を行う。
- 3-④. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 3-⑤. 市町村C Sより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報（※特定個人情報を含まない）を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①. 住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとして、市町村C Sの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 地方公共団体情報システム機構への情報照会に係る事務

- 5-①. 地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②. 地方公共団体情報システム機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①. 市町村C Sより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村C Sより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村C Sに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①. 既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。